

農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成30年3月30日付け29農振第2605号
平成30年3月30日付け29生畜第1500号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2335号
令和7年4月1日付け6畜産第3601号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

） 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省畜産局長

第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の4の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙4によるものとする。
- 5 要綱第2の5の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙5によるものとする。

第3 計画の作成

- 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式により作成するものとする。
 - (1) 国営事業関連区分
 - (2) 農地集積促進区分

(3) 高付加価値化等促進区分

- 2 要綱第5の畜産基盤整備計画は、別紙3に定めるところにより作成するものとする。
- 3 要綱第5の農業基盤整備計画は、別紙5に定めるところにより作成するものとする。

第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の(1)の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。
- 2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、別紙1第6の1の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画(以下「促進計画」という。)の目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の別紙2に規定する畑作物)を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。
- 3 第3の1の(3)の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね30パーセント以上であること。

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 農地の排水条件等に沿った整備であること。
- 5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

- 6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 7 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第7 その他

- 1 第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 2 別紙1の別表1の区分1の事業、別紙3の事業（第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）並びに別紙5の別表1の区分1の（1）から（6）までの事業及び区分2の（1）から（10）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別紙 1 の第 3 の 3 の耕作放棄地型については、令和 2 年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和 2 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号農村振興局長・畜産局長連名通知）別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施されている中山間地域型について、令和 3 年度以前に採択され、令和 4 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度において、別紙 2 に規定する実施計画等策定事業を、別紙 2 第 5 の 1（2）に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙 2 第 5 の 2 に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙 2 第 6 の 1 の事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 4 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施され

ている中山間地域型について、令和3年度以前に採択され、令和5年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

- 3 この通知による改正前の本要領別紙1の第2の3(5)及び別紙5の第9の3(1)のイに規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 この通知による改正後の本要領別紙2に規定する実施計画等策定事業を、別紙2第5の1(3)に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しようとする場合又は別紙2第5の2に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙2第6の1の事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和5年10月末日までとする。
- 5 この通知による改正後の本要領別紙5の定額単価については、令和5年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 農業競争力強化農地整備事業実施要領の一部改正について（令和3年4月1日付け2農振第3714号・2生畜第2365号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）による改正前の別紙1-1の第3の4の規定により実施されている中山間傾斜農地型について、令和2年度以前に採択され、令和3年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の第4の2、第5の3及び4、様式2並びに別紙1の第2の3、第5の1の(2)及び(3)、第5の2の(1)のイ及びウ、第5の4、第9の1の(2)、(8)及び(9)、別表2及び別表3並びに別記様式第7号の2の(4)については、令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙2に定める実施計画等策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等の地区調査に着手する地区をいう。）又は令和9年度以降に採択する地区（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等を採択する地区をいう。）について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別記様式並びに別紙1の第2の3、別記様式第3号及び別記様式第7号並びに別紙3の第5の1の(4)のオについて、令和6年度以前に要綱第7の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の別紙2の第5の1の(4)に規定する地区において、

実施計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和7年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和7年10月末日までとする。

(別記様式)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画
(国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分)

事 項	内 容																		
1 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区面積： 																		
2 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等） 																		
3 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・作付作物、土地利用体系、作業体系等 																		
4 方針等 (区分に応じた取組方針等を記載)	(国営事業関連区分) <ul style="list-style-type: none"> ・関連する国営事業の整備状況 																		
	(農地集積促進区分) <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地利用集積方針 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">担い手数</th> <th style="width: 20%;">担い手の経営等農地面積 (ha)</th> <th style="width: 30%;">担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		担い手数	担い手の経営等農地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時				増加ポイント					
		担い手数	担い手の経営等農地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)															
	事業開始時																		
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時																			
増加ポイント																			
(高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型）) <ul style="list-style-type: none"> ・営農展開方向 ※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載 ※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） ・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） 																			
(高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型）) <ul style="list-style-type: none"> ・用地創出の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用地名</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・創出する用地の位置（図面） ・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策 	用地名						用途						面積(ha)						
用地名																			
用途																			
面積(ha)																			
5 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業種</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業別面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																			
事業別面積(ha)																			
備考																			
6 営農、集積、高付加価値化等への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制図 																		

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （1）耕起
- （2）代かき
- （3）田植え又は播種
- （4）収穫

3 担い手 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であつて、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第 3 の 2 のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町村にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
- （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
- （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

- (4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - (5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 4 中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
 - (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
 - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
 - (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - (9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域
- 5 集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(3)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(7)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 中山間地域型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)又は(5)に掲げるものを中山間地域において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(7)までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)に掲げる事業

5 共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(5)の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業（別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙１別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ク 水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）のうち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導

(オ) 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修

(カ) 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動

(キ) その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ケ 水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 水利用・土地利用・作付調整活動

(ウ) 関係機関との調整活動

(エ) 水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催

(オ) 研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動

(カ) 水田貯留機能向上の取組の実実施計画策定に関する活動

(キ) その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動

コ 水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

(ア) 水田貯留機能を向上するための畦畔の整備

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 安定的な排水機能を維持するための排水改良

(キ) 水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平

(ク) その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

シ 水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(４) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第４ 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

１ 農地整備事業の事業実施主体は、２から６までに定める場合を除き、都道府県とする。

２ 高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

３ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

- 4 農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

（1）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

（2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

a 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

b 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

- (イ) 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める (ア) の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物(経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物)を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。
- (3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。
- (4) 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55 パーセント以上となること。
- (5) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第 6 の 6 に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。
- ア 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
- (ア) 流域治水プロジェクトの推進について(令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- (イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- イ 治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの
- (6) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

- (7) 区画整理事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の4の（1）、（3）、（5）及び（8）に規定する地域において行うものにあつては、20アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

- ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）
イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域
ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域
エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- (8) 農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（2）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

- ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。
イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。
ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

2 中山間地域型

- (1) 以下の要件を全て満たすこと。

- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。
（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の1のとおり増加することが確実に見込まれること。
（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2のとおり増加することが確実に見込まれること。
（ウ）1の（2）のウの（ア）及び（イ）の要件を全て満たすこと。
ウ 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ 農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

オ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

(2) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

4 国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

(ア) 計画区域の現況

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第5の1の(2)の要件を満たすことが确实と見込まれるものであること。

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) 農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の(1)のアのイの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

- (ア) 高付加価値農業に関する営農計画
- (イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- (ウ) 農地の権利移動状況
- (エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

(1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

- ア 当該事業の目的
- イ 費用負担予定者
- ウ 工事計画
- エ 費用の総額
- オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
- カ 資金計画

(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第9号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 事業の申請等

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとする場合

(3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1)又は(2)の場合を除く。）

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。

- 5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第4号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第5号により作成するものとする。

第8 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画（国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省構造改善局長通知）第13又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知）第4の4に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。
- (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
- ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
- 2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

- (1) 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。
- (2) 農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件に

より採択された事業実施地区を除く。)を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告において促進計画の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該農地整備事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

- (7) (3)及び(4)の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。
- (8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

農地整備事業のうち第5の1の(2)のウ又は第5の2の(1)のイの(ウ)の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第8号により地方農政局長等に報告するものとする。

3 水田貯留機能向上計画達成状況報告

- (1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査

し、翌年度の6月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - (1) 農業近代化施設用地
 - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
 - (3) 集落移転用地
- 2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 4に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに9に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。
 - (1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (2) 国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。
- 7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
- (1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のイに規定する単価とする。
 - (2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のウに規定する単価とする。
 - (3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のアに規定する単価とする。
 - (4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の(2)に規定する単価とする。
 - (5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の(3)に規定する単価とする。
 - (6) 特認事業にあつては、別紙5別表2の(7)のエに規定する単価とする。

第11 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業(2(3)の事業を除く。)は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和2年2月農林水産省策定)等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 6 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)のアの(オ)の「集落戦略」をいう。)が策定されている(見込みを含む。)こと。

別記

- 1 工事費(請負工事にあつては、工事費とする。)
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費

才 全体実施設計費

力 換地費

2 促進費

3 調査・調整費

別表 1 (事業内容)

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 区画整理事業 (4) 農用地造成 (5) 暗渠排水事業 (6) 客土事業 (7) 除礫	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農地等の区画形質の変更 農地の造成 農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 除礫	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	<p>(7) 生態系保全空間整備事業</p> <p>(8) 営農用水施設</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤</p>	<p>多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p>	
4 農業経営高度化支援事業	<p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 農地集積促進事業</p> <p>(3) 耕地利用高度化推進事業</p> <p>(4) 水田貯留機能向上支援事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(5) 水田貯留機能向上推進事業</p>	<p>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>	<p>経営体育成型及び中山間地域型に限る</p> <p>経営体育成型及び中山間地域型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る</p> <p>経営体育成型及び中山間地域型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る</p>
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別表 2 (採択要件)

区 分	現 況	基 準	要 件
1 集積率要件	80 パーセント (※) 未満	80 パーセント (※) 以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	80 パーセント (※) 以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	7 パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表 3 (助成)

区 分	基 準	助 成 割 合	
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027
	85 パーセント以上	0.022	0.032

※ 集約化加算：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別記様式第1号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）		（ ha）
			（ ha）
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の8. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区名： ・ 所在地： ・ 地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区農用地の現状及び課題 ・ 整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区設定理由 ・ 全体整備量 ・ 全体整備（受益）面積 ・ 営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・ 整備による効果 ・ 全営農区面積 ・ 担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
① 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
② 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） <p>・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） 絵を入れる。</p>
8. その他	<p>別紙1の第2の5に従い1ha（北海道にあつては3ha）を超えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第8の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

1. 農地整備事業計画概要書
2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 { 北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 }

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
 達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	○年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	○年度の主な工事内容
		○年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	
総事業費 (百万円)	○年度事業費 (百万円)			

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業（水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を除く。）を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙1第5の1の（2）のイ（2の（1）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイ(2の(1)のイの(イ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)			
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウ(2の(1)のイの(ウ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等 の利用集積面積 B=C+D+E (ha)	農地所有 適格法人等 の 所有面積	農地所有 適格法人等 の 使用収益権 面積	農地所有 適格法人等 の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等 の利用集積率 B/A (%)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法

(要領別紙1第5の1の(2)のアにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	組織数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積 (ha)	人数	集約化面積 (ha)	組織数	集約化面積 (ha)	人数	集約化面積 (ha)	人数等	集約化面積 (ha)	人数等	集約化面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙1第5の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	人数等
事業実施前					
1年度目					
2年度目					
3年度目					
4年度目					
5年度目					
計画	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)					

計画 上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

注1: 農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2: 農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(4) 作付実績 (生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。)

ア 計画に対する作付状況

作物	作付面積 (ha)					計画と事業後の比較				
	事業前 ①	事業計画 ②	事業後 ③					事業後と計画 の差 (ha) ④=③-②	乖離率 (%) ④/②	乖離の要因 (±30%を超える場合)
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水稲	主食用米									
	飼料用米									
	WCS用稲									
	加工用米									
	米粉用米									
	その他水稲									
土地利用型作物	小麦									
	大麦・はだか麦									
	大豆									
	小計									
高収益作物										
	小計									
その他										
	小計									
作付準備地 (緑肥等)										
計										

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

イ 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において水稲のみ を作付けている面積 (ha)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

当該汎用田の今後の作付予定

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)	特定 農業法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日 (予定含む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
	その他事業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
構成員数	総 数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況(うち市町村・農協 系統の有するもの) 法人と取引関係等にある者⑥				
業務執行 役員数	総 数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に 従事する者数				
備 考					

注1: 要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2: 農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項 (内容)
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 2 の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有 適格法人等名 (法人形態)	農地所有 適格法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得 安定対策 加入経営体 になった日		
()						
経営面積	営農状況			構成員数	常時従事者数	
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数
田： ha	ha		ha	kg		
畑： ha	ha		ha	kg		
その他： ha	ha		ha	kg		

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第6の6の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) 一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

--

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

3 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の実施体制

--

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外の実取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (令和〇年)	現況	目標年度 (令和〇年)

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名(事業名):



別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注 1 : 「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 2 : 「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の実取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()

() : 取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領第 2 の 2 に掲げる実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 実施計画策定事業

要綱第 2 の 1 の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 の第 2 の 1 の畑地帯総合整備型及び 2 の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の 4 に掲げる業務を行う事業

第 3 事業の対象地区

1 実施計画策定

実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。

2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の 4 の（15）の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

第 4 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者とする。

第 5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれかとする。

（1）1 年（担い手への農地利用集積率が 80 パーセント以上となることが確実に見

込まれる地区の場合にあつては、2年)以内とする。

- (2) 中山間地域(別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。以下同じ。)、水田農業高収益化計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知)に基づいて都道府県が策定した計画をいう。)の策定地域又は輸出事業計画(輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づいて認定された輸出事業計画をいう。)策定地域における地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (3) スマート農業(ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業)の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画(別添4)を作成した地区又は連携保全計画(土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)に別添4の内容が記載されている地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (4) 次に掲げる整備の全て(中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれかを予定しており、省力化整備計画(別添5)を作成した地区又は連携管理保全計画に別添5の内容が記載されている地区((3)の場合を除く。))の場合にあつては2年以内とする。
 - ア 2ヘクタール以上(北海道にあつては3ヘクタール以上)の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上(北海道にあつては3ヘクタール以上)となる区画を含む。)の整備
 - イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
- 2 経営体育成促進換地等調整
経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の5で定めるとおりとする。

第6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書(別紙2において「申請書」という。)を地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第2の事業の実施後に農地整備事業等から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業等の実施を行わない場合は地方農政局長等に協議するものとする。

第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費
- 6 賃金

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）
（連携管理保全計画に別添4の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添5のとおり）
（連携管理保全計画に別添5の記載がある地区については、該当箇所の写し）

(別添1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定 経営体育成 促進換地等 調整					

実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営農計画構想				
地区名		計画主体						
所在地								
調査目的								
地域の現況				事業計画構想				
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調査費 (千円)					
			国費			都道府県費	市町村費	計
	1年度							
	2年度							
	3年度							
	4年度							
	合計							

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 第5の1(1)によって本事業を2カ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料(地域計画等)を添付すること。
- 3 第5の1(2)によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 4 第5の1(3)によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。
- 5 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 6 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地土の有無	実施計画着手年度	業務項目			
								1年度	2年度	3年度	4年度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名		備考			
			ha								

- (注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

スマート農業導入推進計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容					
(例) 事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。		大区画化	有 or 無		
		ターン農道の整備	有 or 無		
		用排水路パイプライン化	有 or 無		
		その他	(記述)		
導入予定の省力化技術の概要					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">参考資料等があれば添付</div>					
(例) 本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。 (例) 本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する省力化技術	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
見込まれる効果					
(例) 高収益作物の導入		(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			
(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等					

省力化整備計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
<p>(例)・現況の区画が10a程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。</p> <p>(例)・事業実施予定区域〇〇haにおいて、傾斜が1/40程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。</p>					
予定する省力化整備の内容					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">参考資料等があれば添付</div>					
<p>(例) 本事業で2ha以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。</p> <p>(例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。</p>					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 大型トラクタ	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
(例) アーム式モア	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
見込まれる効果					
(例) 担い手集積による地域計画の実現		(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。			
(例) 高収益作物の導入		(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			

別記様式第2号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり
実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表 (別添のとおり)

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定 経営体育成 促進換地等 調整					

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の3に掲げる草地畜産基盤整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。この別紙において「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること。
- (2) 認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等収納計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。
- (3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）であること。
- (4) 市町村基本構想水準到達者（年間所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること。
- (5) 地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者をいう。）であること。
- (6) その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、当該市町村において、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

8 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地及びこれらと一体的に利用される輪作畑とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の 3 分の 1 に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の 5 分の 1 を超えないものとする。

9 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して畜産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域

(2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。ただし、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

10 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。

11 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件の全てを満

たすものをいうものとする。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

12 構成員

第 4 の 1 の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は 1 人として取り扱うものとする。

13 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後 2 年以上を経過したものにあっては、1 頭につき 5.0 頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭につき 2.5 頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後 6 ヶ月を経過した繁殖用のものにあっては、1 頭につき 2.0 頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1 羽につき 0.02 頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の 1 頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

14 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第 3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第 50 条第 1 項第 5 号の 4 に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第 4 の 1 の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 要綱第 3 の 2 に定める農村振興局長等が別に定める事業とは第 10 の 1 の (1) に掲

げる表の事業実施計画策定事業及び第10の1の(2)に掲げる表の(1)事業計画策定とする。

- 6 本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 7 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画等（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草地整備型整備事業	<p>道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね500ヘクタール以上であること。ただし、中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね250ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね2分の1以上であること。</p> <p>(3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。</p>

	<p>公共牧場整備事業</p>	<p>公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 125 ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。</p> <p>(3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150 ヘクタール以上となること。</p>
<p>畜産担い手総合整備事業</p>	<p>飼料基盤集積整備事業</p>	<p>飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 200 ヘクタール以上であること。</p> <p>ただし、沖縄県、離島及び奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき指定された地域（この別紙において「奄美群島」という。）にあっては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 担い手への土地利用集積の増加率が第 2 の 13 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。</p> <p>(3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙において「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30% 未満である場合にあっては、これが 40% 以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30% 以上 50% 未満である場合にあっては、これが 10% ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 50% 以上 55% 未満である場合にあっては、これが 60% 以上となること。</p> <p>エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 55% 以上 90% 未満である場合にあっては、これが 5% ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 90% 以上 95% 未満である場合にあっては、これが 95% 以上となること。</p>

	<p>カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</p>
再編整備事業	<p>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね200ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね15ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね100ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。</p> <p>(3) 家畜頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね2分の1以上であること。</p>
草地整備利用促進事業	<p>草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における総事業費が200万円以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者が畜産を営む農業者2人以上であること。</p> <p>(3) 飼料作物生産が位置付けられた地域計画が策定された地域内であること。</p> <p>(4) 事業実施地区における事業完了後の受益面積がおおむね7ヘクタール以上であること。</p>

2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型事業	<p>(1) 事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。</p> <p>(2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者</p> <p>イ 担い手又は活性化計画に示された者</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者</p>
公共	<p>(1) 事業実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。</p>

<p>牧 場 整 備 事 業</p>	<p>ア 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手</p>
<p>畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型 事 業</p>	<p>(1) 事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、地方農政局長等の承認を得た法人(以下この別紙において「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(この別紙において「再編整備事業」について同じ。)</p> <p>ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。</p> <p>ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。</p> <p>(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。</p> <p>(ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。</p> <p>イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項</p> <p>ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者</p>

	エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
再 編 整 備 事 業	<p>(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者に限る。）</p> <p>イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者</p> <p>ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者</p> <p>エ 担い手又は活性化計画に示された者</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者</p>
草 地 整 備 利 用 促 進 事 業	<p>(1) 事業実施主体は、都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会とする。</p> <p>(2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業により草地造成又は整備を希望する農業者</p> <p>イ 担い手又は活性化計画に示された者</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者</p>

第5 活性化計画の作成

1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

ただし、草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、飼料作物の生産が位置付けられた地域計画を活性化計画とみなす。

- (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
- (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
- (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する計画をいう。）

イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基盤強化法第6条第1項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。）

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和29年法律第192号）第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

オ 地域計画

2 活性化計画は別記様式第1号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね10年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第6 事業実施計画の樹立等

- 1 本事業の事業実施計画を樹立・作成しようとするときは、活性化計画に基づき、以下に定めるところによるものとする。
- 2 本事業の事業実施計画を樹立するに当たっては、草地整備型及び畜産担い手総合整備型においては都道府県知事が、草地整備利用促進事業においては都道府県知事又は市町村長が、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 事業実施計画の樹立地区（この別紙において、「樹立地区」という。以下、同じ。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（1）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

(3) 樹立地区の承認申請

ア 都道府県知事は上記(2)の選定基準に基づき樹立地区を選定した際は、事業実施計画の作成について採択を希望する年度の前年度の3月末までに地方農政局長等からの承認を得るものとする。

イ 都道府県知事は事業実施計画の作成について承認する旨の交付を地方農政局長等から受けた場合においては、関係する市町村長に同交付を受けたことを通知するものとする。

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事に着手できる精度であることを要するとともに、事業の効果が費用を償うものとし、その内容は以下のとおりとする。

ア 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事が、事業実施計画を別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、地区ごとに作成するものとする。

イ 草地整備利用促進事業

(ア) 都道府県知事又は市町村長が、事業実施計画を別記様式第5号の畜産基盤整備計画により、地区ごとに作成する。

(イ) 自己資金もしくは他の助成により事業実施計画を作成する場合には、事業実施主体が、上記3に定める事項を省略し、同様式により、作成するものとする。ただし、事業指定法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「事業指定法人等」という。）が事業実施主体となる場合において、事業指定法人等は都道府県及び関係市町村と調整し、作成するものとする。

5 事業実施計画の留意事項

(1) 都道府県知事及び市町村長は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。この場合において、都道府県知事及び市町村長は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(3) 都道府県知事又は市町村長が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1 本事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は以下のとおりとする。

- (1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型
第5に定める活性化計画及び第6の4の(2)に定める草地畜産基盤整備事業実施計画書とする。
 - (2) 草地整備利用促進事業
飼料作物生産が位置付けられた地域計画及び第6の4の(2)に定める畜産基盤整備計画とする。
- 2 第6に基づき樹立・作成した事業実施計画の採択申請等は以下のとおりとする。
- (1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型
都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 草地整備利用促進事業
 - ア 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
 - イ その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、都道府県知事が指定する期日までに、第7の1の(2)に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、2の規定に定める期日までに提出するものとする。
- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 4 3の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 3の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は採択申請様式、要綱第7の2の事業採択通知書は採択通知様式により作成するものとする。
- 7 地方農政局長等は、2の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。
- 8 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。
- (1) 事業の実施が技術的に可能であること。
 - (2) 事業の効果が費用を償うものであること。
 - (3) 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集

落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。

- (4) 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
- (5) 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積事業に限る）の達成が見込まれること。
- (6) 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
- (7) 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

9 事業開始の通知

都道府県知事は、地方農政局長等から7の事業採択通知書の交付を受けたときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対して当該通知があった旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

10 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体のうち、事業指定法人等が、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人等は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人等及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1)の契約においては、補助金の交付に関し付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人等は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

11 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成するものとする。また、事業実施主体が事業指定法人等の場合は当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

12 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

13 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

14 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

15 指導体制

- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

16 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

- (1) 都道府県知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

イ 受益草地等の面積の10%以上の増減

ウ 工種の新設又は廃止

エ 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- (2) 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

2 草地整備利用促進事業

- (1) 事業実施主体は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、計画の変更を行うものとする。
- ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
 - イ 受益面積の5%以上かつ7ヘクタール以上の増減
 - ウ 工種の新設又は廃止
 - エ 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- (2) 都道府県が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、都道府県知事は、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の畜産基盤整備計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
- (3) その他の者が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、事業実施主体は、変更内容を示した畜産基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを確認の上、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に変更後の畜産基盤整備計画を添付したものを地方農政局長等に提出するものとする。

第9 事業の完了報告

本事業が完了したときは、以下のとおりとする。

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

2 草地整備利用促進事業

- (1) 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、本事業が完了した旨を別記様式第7号の別表の草地整備利用促進事業完了報告書を付して都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、提出するものとする。

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要及び補助率は、次のとおりとする。

イ 当該補助の交付申請の申請等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補 助 率
			草地整備型		畜産担い手 総合整備型		
			道 営 草 地 整 備 事 業	公 共 牧 場 整 備 事 業	飼 料 基 盤 集 積 整 備 事 業	再 編 整 備 事 業	
事業 計 画 策 定 事 業	(1) 事 業 実 施 計 画 策 定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施 計画の作成に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
基 本 施 設 整 備 事 業	(1) 草 地 整 備 改 良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体と した飼料基盤として利用される土地を含む。 ）の整備改良（これらの土地の起土、整地並 びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子 の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(1) ）において同じ。）の利用に必要な道路の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○	

	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び 導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア 草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良 （これらの土地の起土、整地並びに有機質資 材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散 布を含む。）に要する経費	○	○	○	○
	イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(2) ）において同じ。）の利用に必要な道路の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	ウ 用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び 導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア 野草地整備改良 野草地の整備改良（牧草導入のための障害 物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧 草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野 草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整 備の新設又は改良に要する経費		○	○	○
	イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐 並びに牧草導入のための障害物除去、起土、 整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入 及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利 用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設 又は改良に要する経費			○	○
	ウ 牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成 改良又は整備改良に要する経費	○			○

		オ 水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○		
		カ 防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費			○	○	○	
		キ 施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費			○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○		
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	50%以内	
		イ 家畜保護施設整備 整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費			○	○		○
		ウ 電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○		
		エ 用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費			○	○		○

オ	雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
カ	飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
キ	飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○
ク	家畜排せつ物処理施設整備及びペレット化施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設及び堆肥のペレット化に必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○
ケ	水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○
コ	間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○
サ	衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
シ	放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
ス	防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○		

	セ 環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費		○		
(2) 農 機 具 等 導 入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○
	イ 農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○
	ウ 燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者の施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ 次に掲げる表の工種の欄（5）から（10）までにあつては、施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

ウ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1) 事業計画策定	都道府県又は市町村が行う事業計画の作成（権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。）に要する経費	50%以内
(2) 草地整備改良	草地の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	50%以内

(3)用排水施設整備	草地（(2)の整備に係る草地をいう。以下(4)において同じ。）の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	
(4)雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	
(5)区画拡大	草地として利用する農地における畦畔除去及び勾配修正による区画拡大に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり25万円【18万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万5千円【17万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり6万円【5万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】
(6)暗渠排水	草地として利用する農地における吸水渠（本暗渠管）の間隔が10メートル以下の暗渠管の新設に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり19万円【13万5千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万円】 ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【8万5千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万5千円【7万5千円】
(7)湧水処理	草地として利用する農地における湧水処理のための暗渠管の新設に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり20万5千円【14万円】 ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり18万5千円【12万5千円】

(8)客土	草地として利用する農地における層厚10センチメートル以上となる客土に要する経費	受益面積10アール当たり26万円【17万5千円】
(9)除礫	草地として利用する農地における除礫に要する経費	受益面積10アール当たり23万5千円【16万円】
(10)隔障物整備	整備された農地(5)～(9)の整備に係る農地をいう。)における家畜の放牧に必要な隔障物の新設に要する経費	・電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり33万円【24万円】 ・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり25万円【20万円】

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価(事業計画策定は除く。)は、以下のとおりとする。

(1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア 離島は同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

イ 第10の1の(2)の表の工種の欄に掲げる区分(この別紙において「同区分」という。)の(5)から(10)までに応じ、受益面積(施工対象の農地面積。湧水処理にあっては施工延長。)に助成単価を乗じた額の合計とし、同区分(5)、(6)、(8)及び(9)は受益面積1アール未満、(7)は施工延長10メートル未満、(10)は受益面積1ヘクタール以上の農地であって10アール未満は切り捨てて算出することとする。

ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(工種の欄(7)にあっては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。

エ 同区分の(6)に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、受益面積(A)を割り引いて助成額($A \times 10 / L \times$ 助成単価)を算出するものとする。

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費(人夫費、機械施工料等)を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材(炭カル等)、燐酸質資材(溶性燐肥等及び草地用化成(農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体

が独自に混合するものは含まない。)) とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2) 道路整備

道路の改良とは、(a) 曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b) 幅員の拡張、(c) (a) 及び(b) の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

(4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあつては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね 5 年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭

和 28 年法律第 35 号) に留意するとともに、全ての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

(8) 草地整備利用促進事業

ア 同一ほ場内において、同区分（2）及び（5）から（9）までを重複して実施はできないものとする。

イ 草地整備型及び畜産担い手総合整備型と併せて実施することはできないものとする。

ウ 同区分の（5）から（10）までについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

(9) ペレット化施設整備

ア 家畜排せつ物処理施設と一体的に整備する施設であること。

イ ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。

ウ 事業計画策定段階において、堆肥の広域流通が計画されペレット化施設の必要性が認められること。

4 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第 7 の 9 の事業開始の通知を受けた市町村は、（1）の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、（1）の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、（1）の融資を受けようとする者について、別記様式第 8 号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 飼料作物生産が位置付けられた地域計画に係る緩和

第4の1の表の種類欄の草地整備利用促進事業及び第7の1の（2）に定める飼料作物生産が位置付けられた地域計画については、要綱第3の2のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町村にあつては、飼料作物生産が位置付けられた、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）とすることができる。

3 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

4 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。この別紙において「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法及び基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

5 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあつては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

- 6 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議
実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。
- 7 補助事業等の実施に要する人件費の算定等
本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
- 8 農業者施工を行う場合
事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

第 12 経過措置

- 1 農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、本事業により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2199 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。
- 3 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振 2242 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。
- 4 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が、本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号 3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 7 の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号 3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 7 の規定、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 6 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 8 の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号 11 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 8 の規定又は沖縄振興公

共投資交付金交付要綱別紙（番号9 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第8の規定に基づいて、平成24年度及び平成25年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

別表

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
区画拡大	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔除去のみ	畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管（管径50mm～60mm）	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）
隔障物整備	—	電気牧柵の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホウ）、電線設置、電気施設工
		電気牧柵以外の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホウ）、有刺鉄線設置

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

(採択申請様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業(〇〇〇)採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号)第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料^{*}を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

^{*} 草地整備利用促進事業においては1. 畜産基盤整備計画、2. その他とする。

(採択通知様式)

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

畜産活性化計画区域図
〇〇県〇〇地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概 要
1 畜産活性化計画総括表

農政局名

都道府県名	所在地	地区名	区域面積 (ha)	担 当 部 課 名							
				(TEL FAX)							
地勢及び社会経済条件				飼料生産基盤の整備状況							
営農状況											
農業構造の再編目標	現 在				目 標 (10年後)						
	農家戸数 (戸) 農用地面積 (ha) 飼料基盤面積 (ha) 家畜飼養頭数 経営面積 (ha) 農業所得 (千円)				農家戸数 (戸) 農用地面積 (ha) 飼料基盤面積 (ha) 家畜飼養頭数 経営面積 (ha) 農業所得 (千円)						
自給飼料生産計画	区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)-(B)	外 部 依 存 量 (TDN)			飼料自給率 (B)/(A)	備 考		
					そ の 他 粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計				
	現 況	t	t	t	t	t	t	%			
計 画	t	t	t	t	t	t	%				
道営草地整備事業・公共牧場整備事業関連	担い手育成の目標	現況担い手戸数(A)	計画担い手戸数(B)	計画(B)/現況(A)	備 考						
		(戸)	(戸)	(10年後)							
	土地利用計画構想	区 分	活性化計画 区域面積 (ha)	農 用 地 (ha)					非農用地	その他	計
				水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計		
	現 況										
計 画											
家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)	計画家畜飼養頭数(B)	戸 数	計画(B)/現況(A)	備 考						
	(頭)	(頭)	(戸)								
事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
飼料生産基盤集積整備事業関連	飼料生産基盤の流動化計画	項 目	受益草地等面積 (A)	担い手の経営飼料基盤面積 (B)			同左% (B)÷(A)	備 考			
		現 況	(ha)	(ha)							
		対象事業完了時	(ha)	(ha)			(5年後)				
		目 標	(ha)	(ha)			(10年後)				
	現況担い手経営飼料基盤面積 (A)	計画担い手経営飼料基盤面積 (B)	戸 数	計画(B)/現況(A)	対象事業完了後		※比率は、面積比による				
	(ha)	(ha)	(戸)	(10年後)	(5年後)						
	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	そ の 他	備 考				
	自己所有地										
	賃借権設定										
	経営受託										
農作業受託											
そ の 他	()	()	()	()	()						
家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)	計画家畜飼養頭数(B)	戸 数	計画(B)/現況(A)	対象事業完了後		備 考				
	(頭)	(頭)	(戸)	(10年後)	(5年後)		※比率は、頭数比による				
事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
再編整備事業関連	飼料生産基盤の整備計画	山 林	原 野	採草放牧地	田	畑	計	備 考			
		造成改良				()					
		整備改良					()				
		野草地整備					()				
		放牧用林地整備					()				
	そ の 他					()					
	計					()					
	家畜飼養計画	現況市町村家畜飼養頭数(A)	計画市町村家畜飼養頭数(B)	戸 数	計画(B)/現況(A)	対象事業完了後		備 考			
		(頭)	(頭)	(戸)	(10年度)	(5年後)					
		うち担い手分(A)	うち担い手分(B)	戸 数	計画(B)/現況(A)	対象事業完了後		備 考			
	(頭)	(頭)	(戸)	(10年後)	(5年後)						
事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の()は交換分合等を記入する
(注2) 草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現 況	計 画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年	年	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名： _____、調査年度：令和 _____ 年度)

名 称	対象地域	指定・許可年月日			内 容	備 考
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		

② 飼料基盤利用集積の内訳
現在

農作業主体 権利の種類	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有 適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

計 画（10年後）

農作業主体 権利の種類	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有 適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農番	地番	面積 (ha)	計画地目	所有農 家番号	面的集積方法 (ha)				
					所有権	賃借権	作業委託	経営委託	計

（注） 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡 例	
活性化計画区域	黒 で囲む
担い手飼料基盤区域	黒 〰️ で囲む
担い手団地界	茶 〰️ で囲む
所有者	○
耕作者（ による）	△
受託者（ ）	□
所有権による集積	赤
賃借権等による集積	緑
農作業受託等による集積	黄
交換分合による移動	青

（注） 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			その他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数
現況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増減	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 上段は市町村全体、下段 () 書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5年後

(単位：t)

区分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)+(B)	外部依存量 (TDN)				飼料自給率 (B)/(A)	備考
				公共草地 (C)	その他粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

10年後

(単位：t)

区分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)+(B)	外部依存量 (TDN)				飼料自給率 (B)/(A)	備考
				公共草地 (C)	その他粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

② 飼料生産基盤の整備目標

	事業対象用地					目標整備量	事業計画
	山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤							
造成改良							
整備改良							
野草地整備							
放牧用林地整備							
その他							
農道							
用排水							

② 農業用施設の整備目標

	現在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

2 関連事業計画

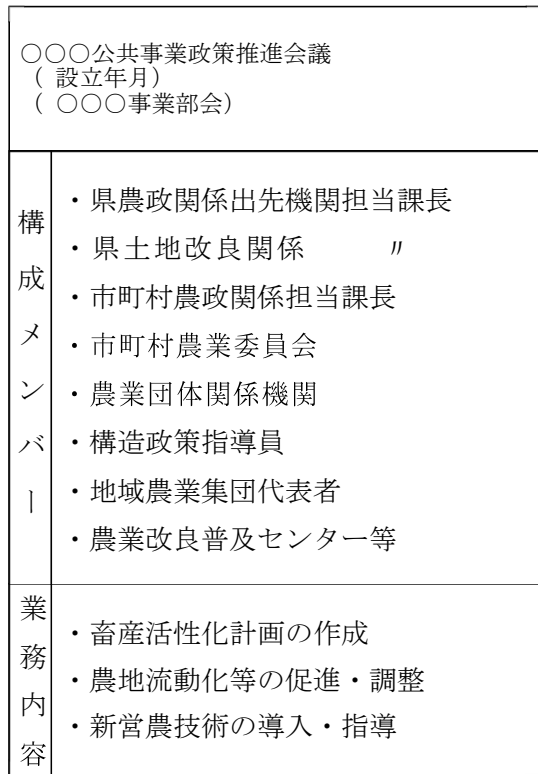
導入事業(資金)名	事業の内容	導入(予定)年度	完了(予定)年度	草地畜産基盤整備事業との関連(飼料生産基盤の面的集積との関連)	備考

3 推進体制整備計画

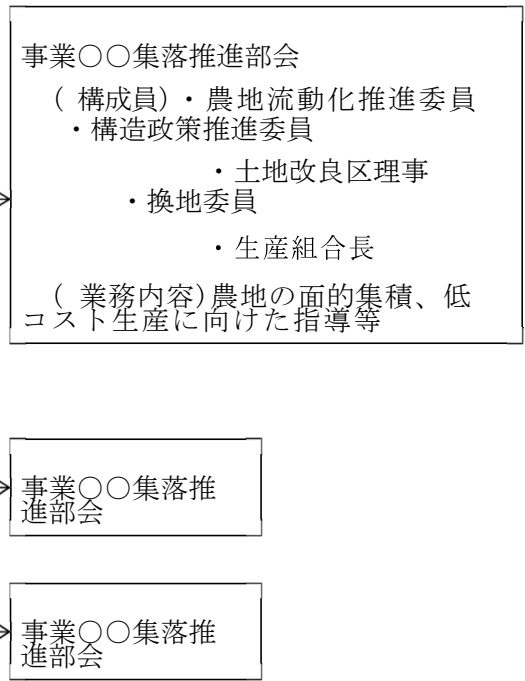
事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例

(市町村段階)



(集落段階)



4 その他必要な事項

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型)
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

(道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業)

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有・無)			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
								()	酪農	()	()	
						計画			肉用牛	()	()	
									〔 殖育 豚 鶏 其他	()	()	
										()	()	
								()		()	()	

(飼料基盤集積整備事業)

所在地	飼料生産基盤の流動化計画					
	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業所有適格法人	生産組織	その他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有・無)			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
								()	酪農	()	()	
						計画			肉用牛	()	()	
									〔 殖育 豚 鶏 其他	()	()	
										()	()	
								()		()	()	

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

区分 市町村名	経営規模別農家戸数						経営体割合				経営形態農家戸数割合				農家率	備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

- (注) 1 経営規模別農家戸数欄の()内は北海道についてのものである。
 2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2) 経営土地面積

(令和 年 月現在)

市町村名	区分	農用地面積							農用地に対する草地、 飼料畑及び 輪作畑の占める割合	原野			山林			その他	合計	備考
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計	戸当り農地 用面積		採草・放牧す る草地	採草・放牧し ない草地	計	採草・放牧す る草地	採草・放牧し ない草地	計			
全数 農家 1戸当り		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分 年度	乳用牛(2才以上のもの)				乳用牛(2才未満のもの)				肉用牛				〇〇				豚換算頭数		備考
		飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	現況	計画	
	近年 最近年 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

- (注) 1 飼養農家率=飼養戸数/全農家戸数
 2 1戸当たり頭数=飼養頭数/飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘要													
市町村酪農・肉用 牛生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～年度	草地開発・ 整備計画			造成面積	整備改良面積	備考						
	飼養頭数の 目標	乳用牛 頭	肉用牛 頭	飼料作物 作付面積 の目標	水田 ha	普通畑 ha	牧草地 ha	その他 ha	所得額 の目標	千円	飼料自給 率の目標	%						
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年度	計画期間	～年度	摘要											
〇〇〇〇事業	指定年度	年度	事業期間	～年度	基幹作目													
	主要事業 内容																	
土地改良事業 の実施状況	地区名	国・県営 の別	事業着手 年度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)	主要作目												
			年度	ha	ha													

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財の割合				備考
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
																	%	

7 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積				
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha		

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

添付書類

- 1 位置図
- 2 事業参加申出書の写し

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型） 〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)						家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑				計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在															
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

4 申出の理由

5 その他必要な事項

(備考)

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	c+C'
現況	成牛 育成牛 子牛				成牛(繁殖牛) 育成牛 子牛 肥育牛				
計									
計画	成牛 育成牛 子牛				成牛(繁殖牛) 育成牛 子牛 肥育牛				
計									

注: 集積等は、特定できる資料を提示。

注1: 1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。
注2: 頭数は事業計画の頭数を記載すること。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/ha)	総収量 (t)	TDN含有率 (%)	TDN収量 合計(t)	備考 (特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
水田(稲ワラ)							
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
水田(稲ワラ)							

注1: TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)
注2: 単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。
注3: 混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量 (TDNt)	供給量 (TDNt)	自給率 (%)
	a	b	b/a
現状(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現状(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現状(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現状			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現状	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現状		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

県 作成年月	地区
<p data-bbox="832 419 1097 488">○○○○○○○○○○ 草地畜産基盤整備事業</p> <p data-bbox="832 565 1110 600">(○○型) ○○○○事業</p> <p data-bbox="909 790 1020 825">○○地区</p> <p data-bbox="846 861 1070 930">令和 年 月 ○○県（都道府県）</p>	

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業
第1章 目 的
第2章 地域の概要
第1節 地区の所在地
第2節 一般概況
第3節 地域の農業概況及び動向
第4節 地域の畜産概況
第5節 土地利用現況
第6節 主要農畜産物販売額
第7節 家畜飼養変遷状況
第8節 その他
第3章 地区の現況等
第1節 地区の沿革
第2節 農家戸数
第3節 農家経営現況
第4節 土地の権利関係等
第5節 土地の現況
第6節 草地の現況
第7節 気象概況
第8節 水利現況等
第9節 道路現況
第4章 事業計画
第1節 事業の目的
第2節 事業の必要性及び目標
第3節 農家経営改善計画
第4節 土地利用計画
第5節 家畜飼養計画
第6節 草地管理利用計画
第7節 生産計画
第8節 環境保全計画
第9節 その他
第5章 全体事業計画
第1節 事業費総括表
第2節 負担額総括表
第3節 全体事業計画の内容
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）
第1節 管理経営の基本方針
第2節 施設管理計画
第3節 農家経営改善計画
第4節 資金計画
第5節 牧場管理機構
第6節 牧場運営計画
第7節 当該牧場における利用農家の範囲
第7章 事業費参加予定者等
第1節 事業費参加予定者総括表
第2節 事業費参加予定者戸別明細表
第3節 受益面積
第8章 事業費負担計画等
第1節 事業費負担区分
第2節 経営体別投資額
第3節 資金計画
第9章 事業効果等
第10章 添付書類
1 添付図
2 積算資料、参考資料等

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地		事業主体		計画策定期間		事業実施期間		自然条件		気象																	
										平均気温		降水量																	
										℃		mm																	
基本構想		草地		牧草		不陸地		排根線		重粘土		泥炭土																	
		面積		収量		団地数		力所数		団地数		団地数																	
		ha		t																									
土地利用計画		区分		田		普通畑		うら 輪作畑		飼料畑		牧草地		耕地計		野草地		農用地計		山林		原野		その他		合計			
現況		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha			
計画																													
家畜飼養計画		区分		乳用牛		肉用牛		馬		その他		肉畜割合		受益戸数															
現況		成牛		育成牛		計		肉用種		乳用種		計		頭		頭		頭		頭		%		戸					
計画																													
受益農家の経営改善計画		区分		普通畑		うら 輪作畑		飼料畑		牧草地		その 他		計		乳牛		肉用 牛		馬		計		畜産 所得		追加投資額		追加投資 償還金額	
現況																								千円		千円		千円	
計画																													
増減																													
土地の権利関係		地区面積		所有者		面積		土地権利関係の概要		開発制限等指定状況																			
		(受益草地面積)																											
開連事業		事業名		事業期間		事業内容		受益戸数等																					
事業効果		増加純益額		妥当投資額		総事業費		投資効率																					
		千円		千円		千円																							

(注) 1 地区欄の()には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
 2 肉畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を概換算し、それを占める肉畜の割合を記入すること。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名	所在地	事業主体	事業期間	計画年度		事業の区分			
				事業	年	再編整備事業			
目的	市町村名		区分	種目及び工種		事業量	事業費	備考	
	地域概況			(1)草地整備改良					
実施地域の概要	市町村名		基本施設整備事業	(2)関連草地造成改良					
	農家戸数(戸)			(3)草地等の基盤整備改良					
畜産振興計画	市町村名		業	小計					
	畜産振興計画			(1)農業用施設整備					
事業対象用地の概要	現況地目		計	(2)農機具等導入					
	全体面積			小計					
事業参加者の概要	経営体数		年度	測量設計費		全体	年度	年度	年度
	参加戸数			合計					
担い手の概要	事業参加畜産経営体数		別	事業費		うち国費	年度	年度	年度
	うち認定農業者			うち国費					

内用牛の()は乳肉複合経営で外数

- 所在地は、事業地区の所在地を記入すること。
- 事業の区分及び地域概況については、該当事項を()で囲むこと。なお、市町村数が複数の場合は、市町村ごとの該当事項が明確になるよう()の下に市町村名を記入すること。
- 目的の欄については、地域農業の特色及び開発整備基本構想について記入すること。
- 実施地域の農家の概要については、関係市町村について記入する。
- 事業対象用地の概要の全体面積については、当該事業に関係する面積のすべてについて記入し、また、現在の土地所有状況については、主たる所有者の区分を記入すること。
なお、造成改良、整備改良及び野草地整備面積の()には、草地の集積等に係る面積又は畜産経営の移転等に係る面積を記入すること(集積土地等の概要欄についても同じ)。
- 事業参加資格者の概要の経営体数(農地所有適格法人を含む場合にあっては、その構成員を加えた数)に地方公共団体、農業協同組合、畜産公社等の団体が含まれる場合には()書で内数として記入すること。また当該地区で飼養される豚換算頭数は計画頭数がおおむね3,000頭以上(中山間地域にあっては、1,500頭以上)となること。
なお、豚換算頭数欄の()には、肉畜割合を記入すること。
- 担い手等の概要は、事業参加畜産経営体数及び担い手の戸数並びにその割合又はそれぞれの経営体に係る家畜頭数換算法の頭数及びその割合を現況と計画別に記入すること。この場合、計画豚換算頭数の割合がおおむね2分の1以上となること。
- 年度別(事業費)については、()に国費を記入すること。
- 事業効果は、事業効果指数を記入すること。
- 所得償還率は、営農類型別計画の所得償還率を記入すること。

○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業 ○○地区

・必要性、緊急性、効果（3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1 目的：

2 関係市町村：

3 事業主体：

4 事業実施期間：令和 年度～令和 年度

5 総事業費： 千円（うち国費 千円）

6 受益面積： ha

7 整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目 的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

○○郡○○町村………注) ○○市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概 要

(地域の位置、風土、経済地帯区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年 次	戸 数								人 口		備 考	
		総戸数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	公類サービス	その他	総人口		農業人口
	○○年												資料名
	最近年												

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総 額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜 産 物		備 考
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

- 1 関係市町村の農業の特色及び振興方針
- 2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家			経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)						
	区分	年度	(A)	(B)	(C)	区分	年度	(A)	(B)	(C)	区分	年度	(A)	(B)	(C)			
		年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度	年度		
変化の状況	経営体数	主業経営体	(100)			耕地	田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
		準主業経営体	(100)				畑	(100)			牧草	(100)			肉用牛	(100)		
		副業的経営体	(100)				計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
		計	(100)				草地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			その他農用地	(100)			豆類	(100)			鶏	(100)				
変化の理由																		

- (注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの実数を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。
 2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
 3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 地域の畜産概況

- 1 関係市町村の畜産の特色
(関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。)
- 2 産業別戸数

市町村名	総戸数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	そ の 他	備 考
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	

- (注) 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○ ○ ○

(年 月 日現在)

市町村名	計	子畜の	成 畜 頭 数 規 模									頭 数	戸当頭数	備 考	
			1～2頭	3～4頭	5～6頭	7～9頭	10～14頭	15～19頭	20～29頭	30～49頭	50頭以上				
			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	
計															

- (注) 1 最近年について記入のこと。
 2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。
 3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年 次	生 乳			家 畜								備 考				
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉 用 牛				子 牛			豚		鶏			
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳産牛	計	肉用牛	乳用牛	肥 育 牛	成 豚		子 豚	成 鶏	ブロイラー	
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t
計																	

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

2 環境保全基準指定状況

水質汚濁防止法関係			悪臭防止法関係		廃棄物処理及び清掃に関する法律第11条の規定による処理計画				大気汚染防止法に基づくばい煙の規制		
水域又は区域名	排水基準	特定施設規模	規制区域	悪臭物質排出規制基準	処理施設設置についての基本的事項	産業廃棄物の運搬についての基本的事項	処分の場所についての基本的事項	その他の基本的事項	特別区域の該当	ばい煙発生施設の種別	左の規模

第3章 地区の現況等

第1節 地区の沿革

(地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。)

第2節 農家戸数

(年度)

地区名	農家戸数	経営規模別戸数						農畜産物販売金額別戸数						営農型態別戸数					備考	
		5ha未満	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~40ha	40ha以上	50万円未満	50~100万円	100~200万円	200~300万円	300~400万円	400万円以上	田作	畑作	田畑作	酪農	混合		
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

第3節 農家経営現況

1 経営土地面積

(年度)

区分	農用地面積												農用地	山林	原野	その他	合計	備考
	耕地						草地											
	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	小計	永年草地	野草地	混牧林地	小計							
地域全体戸当たり	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

2 家畜

(年度)

区分	乳用牛					肉用牛					馬	めん山羊	豚	鶏	備考	
	成牛	左のうち経産牛	2才牛	1才牛	計	肉専用種			乳用計							
						18カ月以上	18カ月未満	小計								
地域全体戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3 農用施設機械

(年度)

区分	農用施設				主要農業機械					その他施設				備考
	畜舎				トラクター					バンクリーナー				
地域全体戸当たり														

4 経営収支

(年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事業着手前の土地所有		事業着手前の所有権以外の権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定者が当該土地について有する権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有権者	面 積	使用権 益 者	使用収益 権の種類	面 積				開発制限 の種類	開発制限 の内容	面 積	許 可 見 込	許 可 条 件 見 込	
ha		ha			ha						ha			

(注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2 開発制限の種類には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開発制限の種類	開発制限の内容	開発制限の面積	許 可 等 見 込	許 可 等 条 件 見 込 み	調整の概要	代替施設計画 種類数量構造
			ha				

注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土壌	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況								草 地 分 級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。

2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

第6節 草地の現況

地区名	牧草地 面積	牧草収量	不 陸 地		排 根 線		重 粘 土		泥 炭 地		石 礫 地		備 考
			団地数	面 積	力所数	延 長	面積	面積	面積	面積			
	ha	kg/10a		ha		m	ha		ha		ha	ha	

第7節 気象概況

(観測機関 標高 位置)

月	気 温 °C			降水量	平均風速 (m/s)	特殊気象			無 霜 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量	年月日		初 雪	年 月 日
1 月						最大日 雨 量	mm			初 雪	年 月 日
2 月										終 雪	年 月 日
11 月										根 雪 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
12 月						最大時 間雨量				最大積雪深	年 月 日
年平均								最大風速	m/s	年 月 日	
期 間								最大連続旱天日数	日	年 月 日 ~ 年 月 日	

(注) 1 最寄の観測機関の既存資料(おおむね過去10年間のもの)に基づき記入すること。

2 最大積雪深、最長連続旱天日数、最大降雨量は既往の最大及び最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。

3 ○月○日までの平均はかんがい期間の平均(降雨量は合計)である。

4 年間旱天日数は雨量0mm以下の平均日数とする。

農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	当該草地に依存する家畜又は牧草					牧場経営							資金計画				備考		
	家畜			牧草		粗収入	生産費			後継者の有無	作業時間短縮		投資額全体事業費	借入金金額	借入金の年償還額			所得償還率	
	区分	頭数	飼養期間	種類	数量		うち飼料費	うち家族労働費	所得		面積	頭数			最大	平年		最大	平年
A	現在				kg	千円	千円	千円	千円		hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%	
B	計画																		
C	増減																		
a	現在																		
b	計画																		
c	増減																		
平均及び合計	現在																		
	計画																		
	増減																		

項目	記載要領
経営管理予定者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営(法人)、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家畜飼養頭数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を()で記入する。
飼料の需給供給 牧場経営 資金計画	TDNで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額(補助金等を含み、土地買収費を除く。)を記入する。
所得償還率	借入金の年償還額÷経営の所得((A)+(B))
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表(現況と計画の対比)

(単位: ha)

現状 計画	山林	原野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
牧草地											
飼料畑											
ふん尿還元農用地											
野草地											
放牧林地											
施設用地											
環境保全地											
その他											

(注) 1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、() 書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの			土地改良法に基づくもの		合計	
		所有権		移転又は設定		所有権		移転又は設定		所有権		移転又は設定		交換 分合		換地 計
		移転	賃借権	左以外の 使用集益権	計	移転	賃借権	左以外の 使用集益権	計	移転	賃借権	左以外の 使用集益権	計			

団地名	未墾地等からの造成に係る土地	その他(特認)	合計	土地集積が行われる(予定) 年 月 日	備考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
 2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧 林地	野草地	環境 保用地	その他	計	備考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

注) 牧草地の内採算地専用面積については()書きとすること。

2 土地利用計画 (道営草地整備事業に限る。)

区分	団地数		集 団 化 率 $P - Q \left(\frac{\quad}{P - 1} \times 100 \right)$	1戸当たり面積	備考
	総数	1戸当たり			
現況		P		ha	
計画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区分	造成整備			既造成改良			野草地				当該地区において飼養する家畜及び給与草量						当該牧場以外における家畜に供給する牧草			
	草地			草地			計				乳用牛			肉用牛						
	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	利用草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	主要な利用家畜	供給草量
現況	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t
計画																				
増減																				

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別によること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草地利用及び家畜飼養計画					飼養家畜別の給与量					備考
飼料区分	面積	生産量	利用量	供給養分量(TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭数	給与養分量(TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

- 2 大型農業機械利用計画
 3 施肥計画

区分	購入肥料							自給肥料							備考	
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆肥			尿				
		施用量	施用分量						ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり施用量	面積		施用量
	kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回	

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他

第5章 全体事業計画

第1節 事業費総括表

事業種目			全体		年度										備考		
					年度		年度		年度		年度		年度				
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費			
事業費	基本施設整備事業	計															
	利用施設整備事業	計															
	合計																
	総計																

第2節 負担額総括表

区分	事業種目	全体事業計画				負担区分				備考
		事業量	単位	単価	金額	国	道	市町村	受益者	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第3節 全体事業計画の内容

1 草地整備改良

(1) 草地整備改良

① 全体計画

整備予定地	区分	区画整理		排根線除去		起伏修正		障害物除去		耕起整地		土壌改良資材 散布及び牧草種子播種			土 壤 改 良 資 材			牧 草 種 子			事業費計			
		面積	手続費	面積	手続費	面積	手続費	面積	手続費	面積	手続費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類		数量	事業費	
		ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	t	t	円	t	t	円	kg	円	ha
計																								

排根線除去

団地数	延長	修復面積	除去方法	工 法								備考		
				切崩分散	分離集根	残根除去	埋没	耕起	砕土	土壌改良	鎮圧		施肥播種	
ヶ所	m													

不陸均

団地数	面積	工 法						備考
ヶ所	ha							

心土破碎

団地数	面積	土性	破碎深	破碎間隔	備考
	ha		m	m	

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備考
ヶ所	ha	t/ha	t/ha	t/ha	

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路線名	事業計画			幅員 (有効)	構造	主要構造物		既存道路 との連絡	管理 予定者	備考
	事業 量	単 価	事業 費			橋梁				
幹線号	m	円	円	m		ヶ所				うち改修部分 は〇〇道
支線号										
遊歩道号										
計	幹線 条									
	支線 条									
	遊歩道 条									

(注) 改修部分がある場合は、() 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路(施設)の名称、関連団地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /分		円	円		

(注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び柵の種類（合流柵、落差柵、減勢柵）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費		
		頭	m ³		箇所	円		箇所	円		箇所	円		箇所	円	円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

① 全体計画

造成予定地	区分	事業量			造成工法			土壤改良資材									牧草種子					
		事業費			工法			土壤改良資材散布及び牧草種子播種						石灰質資材			磷酸質資材			牧草種子		
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	面積	手	事業費	種類	数	ha当たり	事業費	種類	数	ha当たり	事業費	種類	品	数	事業費
		ha	円/ha	円		ha		ha		円		t	t	円		t	t	円			kg	円

団地数	面積	工法								種子	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備考
		抜根	排根	耕起	砕土	土壤改良	鎮圧	施肥 播種						
	ha										t/ha	t/ha	t/ha	

注) 1 区分の欄には、採草地、放牧地、兼用地、飼料畑、普通畑等と記入すること。

2 事業量・事業費の欄の面積、単価、事業費には、区分ごとの計又は平均単価を記入し、造成工法により右欄にあつては工法ごとに面積を記入すること。

3 造成工法の欄には山成工、改良山成工、階段工に区分し、それぞれの造成面積と工法概要として山成工にあつてはしゅう曲整形型、傾斜緩和型の区分を、階段工にあつてはベンチテラス型、コンターテラス型等を記入すること。

4 土壤改良資材の欄の石灰質資材と磷酸質資材の欄には成分量で記入すること。

② 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha 当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及び ha 当たりの造成単価を記入すること。

イ 家畜の種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 草地造成改良に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

- (2) 道路整備
 - (3) 用排水施設整備
 - (4) 雑排水施設整備
- } 様式は1の(2)、(3)、(4)に準ずる。

3 草地等の基盤整備改良

(1) 野草地整備改良計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	牧草地改良面積	立木等の除伐					障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草種子播種			土壌改良資材				牧草種子				雑 費 計	事業 費 計						
		樹種	樹齢	本数	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	石灰質資材		磷酸質資材		種類	品目	数量			事業費					
																	種類	数量	ha 当たり	事業費							種類	数量	ha 当たり	事業費	
		ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊		冊	
計																															

(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	整備 面積 (工法)	前植生処理					障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草種子播種			土壌改良資材				牧草種子				雑 費 計	事業 費 計						
		樹種	樹齢	本数	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	石灰質資材		磷酸質資材		種類	品目	数量			事業費					
																	種類	数量	ha 当たり	事業費							種類	数量	ha 当たり	事業費	
		ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊		冊	
計																															

(注) 整備面積の欄の(工法)には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備（上下二段方式、林帯草帯方式）、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③ 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前における ha 当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha 当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

- ① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護柵(ブロック、石組み)等を記入

ウ 植栽等計画

整備予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	m ²	本	千円/m ²	千円			m ²	千円/m ²	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

② 浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良予定地	区分	事業計画			工法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円/ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③ 畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 事業計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	種類	数量	関連団地	管理予定者	備考
	ha	円/ha	円					

(7) 施設用地造成整備事業

- ① 計画基本方針
- ② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚柱			張線		受益面積	受益頭数	単価	事業費	備考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	扉			m			ha	頭	円/m	円	

(2) 家畜保護施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良	構造	規模	改良の場合 の主な内容	畜舎等主たる施設			附帯施設			事業費計	管理予定者	備考	
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価				事業費
							円	円			円	円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名（畜舎、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

(4) 用水施設整備計画

- ① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

- ② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

- ③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者	
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費			
		頭	m ³		ヶ所	円		ヶ所	円		ヶ所	円		ヶ所	円		円	

(6) 飼料調整貯蔵施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	円/ヶ所・台	円		

(7) 飼肥料庫整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

- ① 計画基本方針

(※堆肥のペレット化に取り組む場合にあっては、有効性、効率性及び公益性等について具体的に記入する。)

- ② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	円/ヶ所・台	円		

(注) 付帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設、堆肥のペレット化施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

- ① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

②全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注1) 付帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。

(注2) 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
				m	円/m	円		

(14) 環境保全施設整備

- ① 計画基本方針

第3節 牧場経営計画

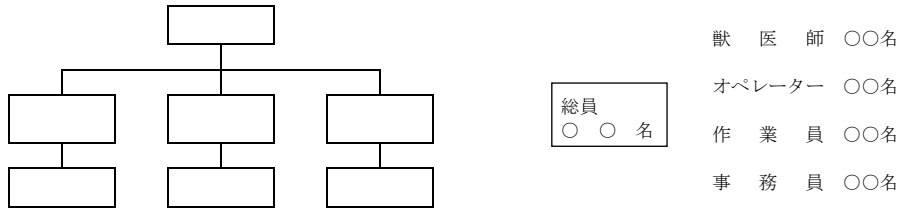
団地名 (管理経営主体)	牧 場 収 入									牧 場 支 出							収 支	
	預 託 料			売 却 料				そ の 他	計	間 接 経 費			直 接 経 費		そ の 他 経 費	計		
	延べ頭数	単価	金額	家 畜		乾草(生草)				労務費	資材費	その他経費	小計	償却費				資本利子
				頭数	単価	金額	数量	金額										
	頭	円/頭	千円	頭	円/頭	千円	t	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第4節 資金計画

経営者名	制 度 別	債 還 条 件					債 還 額			備 考	
		資金の種類	借入金	据置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額		平均償還額
	株式会社日本政策金融公庫資金 農業近代化資金 農業改良資金 ○ ○ ○ ○										
	計										

(注) 最大年償還額、平均償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区 分	事 業 前 況 ○年	整備事業実行計画					完了後 計画 ○年	備 考
		1年次 ○年	2年次 ○年	3年次 ○年	4年次 ○年	5年次 ○年		
基盤整備計画	未整備面積 (ha)							
	整備中の面積 (ha)							
	整備済面積 (ha)							
	計							
牧場運営計画	預託受入頭数 (頭/日)	夏期						
		冬期						
	乾草(生草)販売量 (t/年)							
整備期間中の対応状況	預託受入れ対応 (対受益農家)							
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)							

- (注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。
 2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段()で内数により記載すること。
 3 整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

預託受入れ先 (都府県・市町村)	預託 時期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	頭	頭	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

2 牧草販売

牧草販売先 (都府県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	t	t	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参加予定者	備 考
畜産農家	酪農	戸	
	肉用牛		
	養豚		
	養鶏		
計			
耕種農家			
合 計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備考
			基本施設整備	利用施設整備	

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。
 2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。
 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。
 なお、共同利用施設等の事業の場合は、○○ △△/× (○○…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数(例) 家畜排せつ物処理施設 200㎡/3) と記入すること。

第3節 受益面積

受益地の所在地	事業実施面積							計	備考
	草地・飼料畑	野草地	放牧用林地	高度放牧林地	混牧林地	輪作畑	水田・普通畑		
	()	()	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
計	()	()	()	()	()	()	()	()	
受益面積	()	()	()	()	()	()	()	()	
割合 (%)									
(参考) 飼料基盤面積	現況 (R年)								
	計画 (R年)								

- (注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入
 2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入
 3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入
 4 () 内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入
 5 市町村ごとに小計を作成すること。

第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分		事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
		個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 設 業		千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小 計												
農 業 備 用 事 施 業 設													
	小 計												
農機具等導入事業													
共 通 経 費													
合 計													

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量設計費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営 区 分 体	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経 営 者 別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借入元金	措置期間	償還期間	利 率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
関 連 団 体 名	株式会社日本政策 金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
	計										

(注) 1 最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

2 所得償還率=年償還額÷農業所得

(経営主体負担率)

工種	構造	事業費	残存格 価	却 必要額	耐用 年数	減価 償却費	備考
		千円	千円	千円	年	千円	

第9章 事業効果等

1. 費用便益費の総括

区	分	数	値
総費用		①	千円
評価期間 (当該事業の工事期間+20年又は40年)		②	年
総便益		③	千円
総費用総便益比		③÷①	

2. 費用便益比の内訳

経過 期間	年度	割引係数 (1+割引率) (x)	総費用								総便益		備考		
			初期投資額 (建設費等) (i)	再建設費(cr) 計				事業開始時 点の既存施 設の資産価 額(α) (道路・水 利施設等)	評価期間最 終年での施 設の資産価 額(β)	年費用 (現在価値)	年費用 (現在価値)	年便益		年便益 (現在価値)	
				ア	イ	ウ	エ								
①		②= (1+0.04) ^{-①}	③	④=ア+イ+ ウ+エ	ア	イ	ウ	エ	⑤	⑥	⑦=③+④ + ⑤+⑥	⑧=⑦/②	⑨	⑩=⑨/②	
-	RO														評価年
1	RO														
2	RO														
3	RO														
4	RO														
5	RO														
...	RO														
合計															

第10章 添付書類

1 添付図

(1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

(2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000~1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

(3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500~1/1,000

畜産基盤整備計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等						
	〇〇〇〇								
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度								
基盤整備強化に向けた取り組み方針	担い手への農地集積率の向上や飼料の生産拡大、畜産担い手の育成・確保、省力化や畜産経営の規模拡大など農業競争力強化に向けた取り組み方針を記載								
基盤整備の概要	総事業費：〇〇〇百万円 事業参加者数：〇人								
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業者 施工の 内容	年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	草地整備改良	A=〇〇a				-----	-----	-----	-----
	用排水施設整備	L=〇〇km				-----	-----	-----	-----
	雑用水施設整備	L=〇〇km				-----	-----	-----	-----
	小計								
定額助成	区画拡大	A=〇〇〇a 現場条件（高低差〇m） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----	-----	-----	-----
	暗渠排水	A=〇〇〇a 施工方法の選定理由 （現場条件や施工機械の都合等による選定理由を記載） 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----
	湧水処理	L=〇〇〇m 表土扱い（有又は無） 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----
	客土	A=〇〇〇a				-----	-----	-----	-----
	除礫	A=〇〇〇a				-----	-----	-----	-----
	隔障物整備	A=〇〇〇ha 電気柵又は電気柵 以外				-----	-----	-----	-----
	小計								
	合計								
定率助成の費用負担の方法									
定額助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円（うち定額助成額〇〇円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③ 農業者施工等（無償分）の金額換算〇〇円								
予定管理者・管理方法									
その他必要な事項	地域計画の名称を記載し添付費用対効果B/Cについて記載								

- 注 1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の面積）を記した図面を添付する。
 2) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う場合には、土層改良計画を添付する。
 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
 4) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
 5) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、事業参加者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
 6) 定額助成の事業を実施する場合は、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書又は畜産基盤整備計画の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
- ・変更後の畜産活性化計画書（写）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号

年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備 改良面積	草地造成 改良面積	野草地整備 改良面積	放牧用林地 整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

（別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

- ・草地整備利用促進事業にあつて、別表を添付すること。

別表

草地整備利用促進事業完了報告

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名			6法指定地域等			
		0000							
事業実施期間		令和00年度 ~ 令和00年度							
基盤整備の概要		総事業費 : 000百万円 事業参加者数 : 0人							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	事業計画策定	事業計画の作成 1式							
	草地整備改良	A=00a							
	用排水施設整備	L=00km							
	雑用水施設整備	L=00km							
			小計						
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業者 施工の 内容				
	区画拡大	A=000a 現場条件(高低差0m) 畦畔除去のみの場合 L=000m							
	暗渠排水	A=000a 施工方法の選定理由 (現場条件や施工機械 の都合等による選定 理由を記載) 管径00mm							
	湧水処理	L=000m 表土扱い(有又は無) 管径00mm							
	客土	A=000a							
	除礫	A=000a							
	隔障物整備	A=000ha 電気柵又は電気柵 以外							
			小計						
合計									
定率助成の費用負担の方法									
定額助成の費用負担の方法		・総事業費00円(うち定額助成額00円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額00円 ②農業者の支出額00円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算00円							
予定管理者・管理方法									
その他必要な事項									

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の事業達成状況報告、施工位置を記した図面、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行った際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 3) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行った際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。
- 4) 定額助成の事業を実施した場合は、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 5) 事業完了報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土、除礫及び隔障物整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積 又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C= A×B
区画拡大 高低差10cm超		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し		〇〇〇a	
区画拡大 畦畔除去のみ		〇〇〇m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り		〇〇〇a	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し		〇〇〇a	
暗渠排水 トレンチャ工法		〇〇〇a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法		〇〇〇a	
湧水処理 表土扱い有り		〇〇〇m	
湧水処理 表土扱い無し		〇〇〇m	
客土		〇〇〇a	
除礫		〇〇〇a	
隔障物整備 電気牧柵		〇〇〇ha	
隔障物整備 電気牧柵以外		〇〇〇ha	
合計			

注:1) 第10の2の(2)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第8号（第10の4の関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
 （〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画 承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施（予定）	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備 考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画（個別経営体又は協力経営体ごとに作成）

氏名（組織名）		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内 容	必要 資金額	資金調達内訳				計
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	(例) 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇 〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画(個別経営)

(1) 農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備 考
経 営 土 地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農建 業物 用・ 施設 等	畜舎			
家況 畜飼 養状	乳 牛 肉 用 牛 豚 鶏	頭	頭	

(2) 経営収支及び資金運用計画

区分	科 目	現 況 (年度)		目 標 年 次 (年度)	
		金 額	算出基礎	金 額	算出基礎
収支	収 入 A				
	支 出 B				
	収支差引 A - B				
資 金 入	農業収入 A				
	受 運転資金				
	その他				
	計 C				
運 用 計 画	農業経営費 B				
	借入金・負 担金等の償還 家計費 その他				
	計 D				
	C - D				

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借入金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組織名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
農業用 (建物 ・農機 具)		a	a	
家畜飼 養状況	乳 肉 牛 用 豚 牛 豚 鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。

別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の4に掲げる農村環境計画策定事業に係る運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

1 現況調査

- (1) 農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。
- (2) 現況調査は、原則として別表「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

2 農村環境計画の策定

1の結果に基づき、農村環境計画を策定・変更する事業をいう。

第3 事業の対象地域

事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業若しくは農業基盤整備促進事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の水利施設整備事業若しくは別紙2の畑地帯総合整備事業のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は都道府県とする。ただし、都道府県が事業実施主体となるのは、農村環境計画が複数の市町村に係る場合のみとする。

第5 農村環境計画の項目

- 1 農村環境計画には、当該農村環境計画の策定地域が所在する都道府県の環境対策指針の内容に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地域内の環境評価に関する事項
 - (2) 環境保全の基本方針に関する事項
 - (3) 地域の整備計画
 - (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

(5) 農業農村整備事業における整備計画

(6) その他必要と定める事項

2 事業実施主体は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 農村環境計画が、農村地域の環境保全対策を図るものとして十分活用されるとともに、環境対策指針の内容と合致したものであること。

(2) 次に掲げる市町村の施策等との調和に十分配慮されたものであること。

ア 農業の振興に関する施策

イ 農村地域の振興及び整備に関する施策

ウ 既に市町村において策定されている環境に関する計画等

第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 対象事業が環境との調和に配慮したものと認められること。

2 対象事業の実施が予定されていること。

第7 事業の申請等

1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。2及び3について同じ。）に提出するものとする。

2 市町村長は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第3号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

3 地方農政局長は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第4号による採択通知書を交付するものとする。

第8 農村環境計画の活用

1 事業実施主体は、農村環境計画が円滑に実現されるよう努めなければならない。

2 事業実施主体は、農業農村整備事業の計画の策定に当たっては、農村環境計画に基づき、自然生態系や農村景観の保全に配慮するよう努めなければならない。

第9 推進指導

1 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、関係行政機関、関係団体等と密接な連携の下に検討を行うものとし、必要な推進体制を整備するものとする。

2 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、地域住民の意向に配慮すると

ともに、学識経験者等専門的知識を有する者から意見を聴取し、計画に反映させるものとする。

第10 助成

農村環境計画策定事業に係る要綱8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

農村環境計画地区概要表

地区名		県名		計画主体		整備計画構想		
所在地		調査費		千円				
調査目的								
地域の現況								
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調査費				概要図	
			国費	県費	市町村費	計		

別表

農村環境計画策定調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による ②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）

〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の5に掲げる農業基盤整備促進事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（以下「農業者団体」という。）

2 1の(3)の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

3 別表1の区分2の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第4 計画の作成

1 事業実施主体は、別記様式第1号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

2 1の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 採択要件

要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

- 2 1 地区当たりの受益者数が農業者2者以上であること。
- 3 1 地区当たりの受益面積が5ヘクタール以上であること。

第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、2に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに(1)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。
- 2 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 農地中間管理事業と連携する場合((1) 又は (2) の場合を除く。)
- 3 2の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、2の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 2の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 2の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。
- 6 農業基盤整備促進事業に係る事業採択申請書は別記様式第2号、事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画

を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

- 2 計画変更報告書は別記様式第4号により作成するものとする。
- 3 1の「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- 3 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第5号によるものとする。

第9 助成

- 1 農業基盤整備促進事業に係る要綱第8の経費は、次に掲げる区分に応じ定める額を、補助事業者に助成するものとする。
 - (1) 別表1の定率助成に係るもの
事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額
 - (2) 別表1の定額助成に係るもの
事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計
- 2 定率助成について
1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 船舶機械器具費
 - (5) 全体実施設計費
 - (6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げるもの
イ 事業完了時までには担い手（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地区（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地区をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) (1)のイの集約化とは、同一の農業者の経営等農用地であつて、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であつて、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの

(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(4) (3)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 その他

- 1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 6 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタール超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、又は、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。
 - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
 - （3）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては、農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合
- 7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 9 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄（8）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。
- 12 病害虫の発生予防・まん延防止を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）又は（3）の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予防事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、（3）を実施する場合は（2）と密接に関連して合わせて実施するものとする。
 - （1）別表1の区分1の（1）から（3）まで及び（8）並びに区分2の（2）、（3）、（7）のア及び（9）に掲げる内容を実施するもの
 - （2）別表1の区分1の（4）から（6）まで並びに区分2の（1）、（4）から（6）まで、並びに（7）のイからエまでに掲げる内容を実施するもの
 - （3）別表1の区分1の（7）に掲げる内容を実施するもの
- 13 水田貯留機能の向上を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容を実施する場合、別紙1別記様式第9号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。
 - （1）別表1の区分1の（1）から（6）まで並びに区分2の（1）から（7）までに掲げる内容を実施するもの
 - （2）別表1の区分1の（7）及び（8）並びに区分2の（10）に掲げる内容を実施するもの
- 14 13の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、別紙1第5の1の（5）のアからウに掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 区画拡大	農用地の区画拡大
	ア 水路変更なし	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	(2) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(3) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(4) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(5) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
(6) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	

区分	事業種類	事業内容
2. 定額助成	(7) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	ア 排水路	土水路から W500H500 以上のコンクリート排水路への更新
	イ 畦畔	畦畔の更新
	ウ 排水口	排水口への柵の据付
	エ 特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(8) 畑作転換工	
	ア 額縁排水溝	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設
	イ 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整
	(9) 病虫害対策	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕(50cm以上)、混層耕(耕起深60cm以上)、堆肥施用、明渠排水
	(10) 水田貯留機能向上支援	水田貯留機能向上に係る地元調整に関する調査・調整活動

別表 2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価 (※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。	25 万円/10a 【18 万円/10a】	30 万円/10a 【21.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)。	23.5 万円/10a 【17 万円/10a】	28 万円/10a 【20 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。 簡易整備工 (ブルドーザ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)。	6 万円/10a 【5 万円/10a】	7 万円/10a 【6 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。 畦畔除去 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)。	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】	4 万円/100m 【4 万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差 1.5m の 30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)に緩傾斜化。	10.5 万円/10a 【7 万円/10a】	12.5 万円/10a 【8 万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。	42 万円/10a 【29.5 万円/10a】	50 万円/10a 【35 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)、	40 万円/10a 【28.5 万円/10a】	48 万円/10a 【34 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いなし	構造物撤去、管設置。	22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27 万円/10a 【19.5 万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径 50mm~60mm) を 3 本埋設 表土はぎ取り等 (ブルドーザ)、掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	19 万円/10a 【13.5 万円/10a】	22.5 万円/10a 【16 万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径 50mm~60mm) を 3 本埋設 掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	17 万円/10a 【12 万円/10a】	20 万円/10a 【14 万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径 50mm~60mm) を 3 本埋設 掘削 (トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	12 万円/10a 【8.5 万円/10a】	14 万円/10a 【10 万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径 50mm~60mm) を 3 本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入 (同時埋設)、資材小運搬、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	10.5 万円/10a 【7.5 万円/10a】	12.5 万円/10a 【9 万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	20.5 万円/100m 【14 万円/100m】	24.5 万円/100m 【16.5 万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18.5 万円/100m 【12.5 万円/100m】	22 万円/100m 【15 万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地		29 万円/10a 【20.5 万円/10a】	34.5 万円/10a 【24.5 万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	18.5 万円/10a 【13 万円/10a】	22 万円/10a 【15.5 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5 万円/10m 【4.5 万円/10m】	7.5 万円/10m 【5 万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】
(5) 客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	26 万円/10a 【17.5 万円/10a】	31 万円/10a 【21 万円/10a】
(6) 除礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	23.5 万円/10a 【16 万円/10a】	28 万円/10a 【19 万円/10a】
(7) 更新整備	ア 排水路	500×500mm 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	22 万円/10m 【16 万円/10m】	26 万円/10m 【19 万円/10m】
	イ 畦畔	300×300mm, 勾配 1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	14.5 万円/100m 【9.5 万円/100m】	17 万円/100m 【11 万円/100m】
	ウ 排水口	320×445×700 mm 土工（バックホウ）、附帯工（柵据付工）	4 万円/箇所 【3 万円/箇所】	4.5 万円/箇所 【3.5 万円/箇所】
	エ 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限りに、必要な単価を定める		
(8) 畑作転換工	ア 額縁排水溝	額縁排水溝（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】
	イ 酸度矯正	酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】
(9) 病虫害対策	反転耕	反転耕（バックホウ）50 cm以上	28 万円/10a 【20.5 万円/10a】	
	混層耕	混層耕（トラクタ、ブラウ）耕起深 60 cm以上	2 万円/10a 【1.5 万円/10a】	
	堆肥施肥	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	2 万円/10a 【1.5 万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	
(10) 水田貯留機能向上支援		水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動	単年度当たり 300 万円迄	

注）事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄（7）にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
- ア (1)については、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 - イ (2)については、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (3)については、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 (2)については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- ※5 (2)及び(3)について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり((3)にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。
- ※6 (2)について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- ※7 (2)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- 助成額=A×10/L×助成単価
- ※8 (7)のイにあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

	明渠排水	$A = \text{〇〇}a$								
	水田貯留機能向上支援	実施内容〇〇 年基準額								
	小計									
	合計									
その他必要な事項										

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A, B
定率助成の費用負担の方法		
定額助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円（うち定額助成額〇〇円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算〇〇円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注：1）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2）農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4）農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
 A：防災A型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等） B：防災B型（ため池等整備等）
- 5）第9の3の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8）定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10）定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11）事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。
- 12）第9の3（1）イの担い手のうち市町村が認める者がいる場合には、「その他必要な事項」の欄に、地域の農業の担い手に係る基準を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
<実施前>
<施工状況>
<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（担い手ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		担い手			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水		受益面積			
		うち集約化面積			
湧水処理		受益面積			
		うち集約化面積			
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)		受益面積			
		うち集約化面積			
末端畑地かんがい施設 (樹園地)		受益面積			
		うち集約化面積			
客土		受益面積			
		うち集約化面積			
除礫		受益面積			
		うち集約化面積			
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
排水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
畦畔の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 <p>(単価の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

計画変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

達成状況報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要